

特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針の一部変更案 第7章抜粋

第7章 特別の対策を講ずる必要のある特定重要物資の指定に関する基本的な事項

第1節 特別の対策を講ずる必要のある特定重要物資の指定に関する事項

次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、法第2章第3節から第7節までの措置では特定重要物資の安定供給確保を図ることが困難である場合として、法第44条第1項に基づく指定を行うことができるものとする。この際、サプライチェーンは民間事業者等による自由な経済活動の中で形成されてきたものであることに鑑み、政府による過度な介入を行わないよう留意する。

- ・ 当面の間、民間事業者等による安定供給確保に向けた取組の実施が想定されず、特定重要物資の安定供給確保が困難と認められること。
- ・ 特定重要物資等について、民間事業者等が法第44条第6項に規定する措置（同項に基づき物資所管大臣が実施する備蓄その他の措置をいう。以下この章において「本制度による措置」という。）に相当する取組を行おうとすることがその経済性その他の事情に照らし困難と判断されること。
- ・ 特定重要物資等について、本制度による措置の実施を通じて、安定供給確保のための特別の対策を講ずることが特に必要と認められること。

以上を踏まえ、特別の対策を講ずる必要のある特定重要物資を指定して、本制度による措置を講ずるべきかどうかの判断に当たっては、国自らの措置を講ずる必要性、状況の困難性、手段の相当性及び有効性が認められることを前提に、それらの程度に基づき総合的に判断するものとする。

(1) 国自らの措置を講ずる必要性（対象とすべき物資）

本制度による措置の対象とすべき特定重要物資等は、次の諸点を総合的に勘案し、国自らの措置を講ずる必要性が特に高い物資及び用途に限定して厳格に判断する。

- ① 物資の重要性（国民の生存や国民生活・経済活動に対する影響の程度）
- ② 外部依存の程度とその依存先
- ③ 外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損ねる事態が生じる蓋然性、当該事態の深刻度及び緊急性（具体的影響が発現するまでの時間的猶予）
- ④ 本制度による措置を講じなければ、外部からの影響等によって特定重要物資等に係る我が国の技術等の他国・地域に対する優位性ひいては国際社会にとっての不可欠性が棄損し、又は喪失し、将来的に特定重要物資の供給途絶等のリス

クが増大すると見込まれる場合、当該リスクの経済安全保障上の重要性

(2) 状況の困難性

本制度による措置の対象とする状況は、民間事業者等への各種支援、資金の調達の円滑化措置及び市場環境の整備では特定重要物資の安定供給確保を図ることが困難と認められる状況及びその原因事象の態様を総合的に考慮し、市場構造に照らして、物資の生産等の事業を営利事業として継続的に実施することが困難と認められる場合に限定する。このような場合としては、例えば以下が考えられる（ただし、本法以外の制度又は施策で手当てされる場合を除く。）。

- ① 通常時には市場規模が小さく十分な採算性を有する形で物資の生産等の事業を行うことが困難であり、かつ非常時には需要の急増により安定供給確保が困難となり得る場合。
- ② 通常時にはコスト、規制、資源等の制約によって国内では競争力のある形で物資の生産等の事業を行うことが困難で、外部からの供給に依存している物資について、非常時にはその安定的な供給が期待できない場合。
- ③ 外部から行われる行為により原材料の供給が途絶するなど、通常の市場機能の下では、事業の継続が困難な場合。

(3) 手段の相当性及び有効性

本制度による措置は、その具体的な手段が特定重要物資の安定供給確保に対して相当であり、かつ有効であることを要する。その際、多少なりとも効果が見込めるといった程度ではなく、例えば民間事業者等に対する支援、供給途絶等を前提とした影響緩和策、諸外国・地域の関係機関との連携等の他の措置と比較しても、相当程度の有効性が見込まれるかどうか、他の措置と併せて講ずることで相乗的に作用し、相当程度の有効性が見込まれるかどうかなどの観点から、俯瞰的に評価する。

具体的には、以下の諸要素を考慮する。

① 他の措置のみによる対応可能性

法第2章第3節から第7節までの措置を講ずるのみでは特定重要物資の安定供給確保が困難であること。

（法第2章第3節から第7節までの措置の例）

生産設備投資、備蓄、物資の使用合理化に対する補助金措置 等

② 相当性及び有効性

措置の特性が、安定供給確保の目的に合致すること。

- ・ 施策効果の発現が見込まれるタイミングが適切であること。例えば、国が財産取得を伴う措置を講じようとする場合、適正な対価の算定等に相当の期間を要することが想定され、当該期間によっては緊急性の高い事案に対して当該措置は相当性及び有効性を欠くと判断され得る。
- ・ 施策効果の性質とその程度が適切であること。例えば、安定供給確保を効果的・効率的に図るため、国による措置と併せて民間事業者等による取組も必要である場合、その実現に必要な施策効果（民間事業者の十分な資金確保又は資本負担の軽減等）が見込まれるのであれば、当該措置は相当性及び有効性があると判断され得る。

第2節 指定解除の考え方

物資所管大臣は、法第44条第1項に基づく指定をした特定重要物資について、安定供給確保が一定程度図られ、特別の対策を講ずる必要が小さくなったと考えられる場合、前節で示す特別の対策を講ずる必要のある特定重要物資の指定の要件への該当性の有無等を慎重に検討した上で、当該指定を解除するものとする。

第3節 その他留意事項

(1) 関係者の意見の適切な考慮等

特別の対策を講ずる必要のある特定重要物資を指定する際には、本基本指針の策定等に当たって聴取した有識者の意見を適切に参照するものとする。また、個別の下位法令を定めようとする場合には、必要に応じ、行政手続法に基づく意見公募手続を利用し、広く関係者の意見・情報を公募する。

(2) 法第44条第6項に基づく措置に関する事項

物資所管大臣は、法第44条第1項に基づく指定を行った場合には、本制度による措置を講じて、当該特定重要物資の安定供給確保を図るものとする。

具体的な措置としては例えば以下が考えられるが、これらに限らず、対象とする特定重要物資等ごとに相当かつ有効な措置を講ずるものとする。

（本制度による措置の例）

- ・ 物資所管大臣による特定重要物資等の備蓄
- ・ 物資所管大臣による施設（その敷地や生産設備を含む。以下同じ。）の取得及び取得した施設における特定重要物資等の生産
- ・ 物資所管大臣が外部から不足する特定重要物資等の調達を行うこと

- ・ 物資所管大臣が上記措置を実施することと同等の措置を講じること（上記措置を民間事業者等に委託するなど）

また、本制度による措置の検討に当たっては、安定供給確保の取組の有効性を阻害しない範囲において、将来的に本制度による措置が無くとも当該特定重要物資の安定供給確保を図ることができるような措置の在り方を追求するものとする。また、本制度による措置を講じようとする際は、あらかじめ適切な期間を設定し、措置の在り方を見直すものとする。

物資所管大臣は、本制度による措置として特定重要物資等の生産や民間事業者等への生産の委託など、自らサプライチェーンの一部を担う措置を講ずる場合、当該措置がサプライチェーンへの過度な介入となり得ることに十分に留意し、民間事業者等に対する支援及び特定重要物資等の節減の呼びかけ、諸外国・地域の関係機関との連携等の他の措置を併せて実施するなどして、効果的・効率的に特定重要物資の安定供給を図るよう努めるものとする。

（3）措置に必要な施設の取得に関する事項

物資所管大臣は、本制度による措置のため、又は本制度による措置として施設を取得した場合にあっては、当該措置が民間事業者等に対する支援等の措置では特定重要物資の安定供給を図ることが困難であると認められる場合の「特別の対策」であるとの本制度の趣旨等に鑑み、取得した施設をできるだけ早期に民間事業者等に譲渡するよう努めることとする。ただし、特定重要物資の安定供給確保が本制度の目的であるところ、これに支障を生じさせてまで、早期に譲渡する努力義務を物資所管大臣に課すものではない。具体的な譲渡の時期等については、施設委託管理者の声も聞くなど、個別の事例に即して適切に検討する。

（4）施設委託管理業務に関する事項

施設委託管理者は、物資所管大臣との契約に基づき、特定重要物資等の生産等を含む委託を受ける場合、必要な場合に直ちにこれを開始し、安定的に実施することができるよう、当該生産等に係る施設を維持管理するものとする。また、施設委託管理者は、施設の維持管理のため、十分な従業員を確保し、その技能を維持するものとする。

物資所管大臣は、施設委託管理者に対し、施設委託管理業務に関する契約において、通常の企業活動同様の効率的な業務を行うことを求め、必要に応じて適切な監督を行うものとする。

物資所管大臣は、施設の維持管理に必要な費用を負担するものとする。ただし、維持管理又は特定重要物資等の生産等に際して施設委託管理者の善管注意義務違反によって施設の破損等が生じた場合には、この限りでない。

物資所管大臣は、施設委託管理者との契約に基づき、特定重要物資の安定供給確保という目的を阻害しない範囲において、施設委託管理者が委託を受けた施設を当該目的外の用に供することを許可することができるものとする。

この場合、物資所管大臣は、施設委託管理者が委託を受けた業務以外の用に当該施設を供した程度に応じて、施設委託管理者から適正な対価を徴収するものとする。また、施設委託管理者は、当該施設を目的外の用に供している期間においても、特定重要物資の安定供給のための業務を実施する必要がある場合には、物資所管大臣との契約に基づき、当該業務を優先するものとする。

(5) 輸送手段の確保に関する事項

特定重要物資等について、備蓄その他の安定供給確保のために必要な措置を講ずる際には、輸送手段の確保その他の必要な措置について一層配慮するものとする。